

海水浴場等の設置許可に関する審査基準 新旧対照表

現行							改正後								
審査基準一覧表 所管局名：医療局生活衛生課							海水浴場等の設置許可に関する審査基準 所管局名：医療局生活衛生課 処理事務を所掌する課：福祉保健センター生活衛生課								
No.	課等名称 (経由機 関) A	許認可等事 項名 B	根拠法令 C	根拠条 項 D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	備 考 G	No.	課等名称 (経由機 関) A	許認可等事 項名 B	根拠法令 C	根拠条 項 D	審 査 基 準 E	設定等 区分 F	申請される方の 参考となる事項 G
1	福祉保健 センター 生活衛生 課	海水浴場等 の設置許可	神奈川県 海水浴場 等に関する 条例	9-1	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県海水浴場等に関する 条例第10条 神奈川県海水浴場等に関する 条例施行規則第3条別表第1 神奈川県海水浴場等に関する条 例及び同施行規則の運用につい て(平成14年6月1日 神奈川 県衛生部長通知)(平成20年7月 7日一部改正) 学校開放プールに関する構造 設備の取扱いの一部改正につい て(昭和60年5月22日衛生局 長通知) ○添付書類 神奈川県海水浴場等に関する 条例施行規則第2条 神奈川県水浴場等に関する条 例及び同施行規則の運用につい て(平成14年6月1日 神奈川 県衛生部長通知)(平成20年7月 7日一部改正) 	法令	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県海水浴 場等に関する条 例施行規則 別表第2(2) 神奈川県水浴場 等に関する条例 及び同施行規則 の運用について (平成14年6月 1日 神奈川県 衛生部長通知) (平成20年7月7 日一部改正) プール施設にお ける貯水槽専用 量水器の設置に ついて(平成元年 6月29日 衛生 局長通知) 神奈川県水浴場 等取締条例の運 用について(昭和 43年8月19日 神奈川県衛生部 長通知) 	1	福祉保健 センター 生活衛生 課	海水浴場等 の設置許可	神奈川県 海水浴場 等に関する 条例	9-1	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県海水浴場等に関する 条例第10条 神奈川県海水浴場等に関する 条例施行規則第3条別表第1 神奈川県水浴場等に関する条 例及び同施行規則の運用につい て(平成14年6月1日 神奈川 県衛生部長通知)(令和6年3月 26日一部改正) 学校開放プールに関する構造 設備の取扱いの一部改正につい て(昭和60年5月22日衛生局 長通知) ○添付書類 神奈川県海水浴場等に関する 条例施行規則第2条 神奈川県水浴場等に関する条 例及び同施行規則の運用につい て(平成14年6月1日 神奈川 県衛生部長通知)(令和6年3月 26日一部改正) 	法令	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県海水浴 場等に関する条 例施行規則 別表第2 2(2) 神奈川県水浴場 等に関する条例 及び同施行規則 の運用について (平成14年6月 1日 神奈川県 衛生部長通知) (令和6年3月26 日一部改正) プール施設にお ける貯水槽専用 量水器の設置に ついて(平成元年 6月29日 衛生 局長通知) 神奈川県水浴場 等取締条例の運 用について(昭和 43年8月19日 神奈川県衛生部 長通知)

					・プール設置許可申請書（第3号様式）に記載されている備考	神奈川県水浴場等に関する条例施行規則 題名改正（昭和56年規則42号）						・プール設置許可申請書（第3号様式）に記載されている備考		神奈川県水浴場等に関する条例施行規則 題名改正（昭和56年規則42号）
<p><u>（新規）</u></p> <p>1 海水浴場等の設置許可</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○ 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年4月1日 神奈川県条例第4号）</p> <p>第9条 海水浴場等を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な書類及び図面を添えて知事に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) プールにあつては、その容積及び使用水の種類</p> <p>【審査基準】</p> <p>○ 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和34年4月1日 神奈川県規則第16号）</p> <p>第3条 条例第10条に規定する施設基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(別表第1)</p> <p>1 海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準</p> <p>(1) 海水浴場に<u>あつては</u>、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用</p>							<p><u>（注）</u></p> <p>A=処分事務を所掌する課等の名称、経由機関のある場合は具体的機関名</p> <p>B=具体的な許認可等事項名</p> <p>E=「審査基準」が、冊子等の刊行物に記載されている場合はその名称、該当頁及び該当行、その他印刷物等で整理している場合は、その表題名、該当頁及び該当行</p> <p>F=以下に該当する場合は、それぞれ設定等の区分</p> <p>・判断基準が法令の定め尽くされている場合=「法令」</p> <p>・審査基準を設定しているが、公にしない場合=「非公開」</p> <p>・審査基準を設定していない場合=「非設定」</p> <p>G=申請される方の参考となる事項</p> <p>1 海水浴場等の設置許可</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○ 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年4月1日 神奈川県条例第4号）</p> <p>第9条 海水浴場等を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な書類及び図面を添えて知事に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) プールにあつては、その容積及び使用水の種類</p> <p>【審査基準】</p> <p>○ 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和34年4月1日 神奈川県規則第16号）</p> <p>第3条 条例第10条に規定する施設基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(別表第1)</p> <p>1 海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準</p> <p>(1) 海水浴場に<u>あつては</u>、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用</p>							

出入区域、喫煙専用区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

(2) その他の遊泳場にあつては、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用出入区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

(3) 遊泳区域及び付属地の区域は、利用者が明確に識別できるように区画されていること。

(4) 海水浴場又はその他の遊泳場の面積及び1日のうち利用者が最も多く見込まれるときの利用者の見込数(以下「最大利用者見込数」という。)に応じて、管理事務所、救護所、案内所、監視所、監視船等の施設が適切に設置され、適切な数の放送設備、シャワー設備、人工そ生器等の設備が設けられていること。

(5) 救命浮き輪、救命ボート、ロープその他適切な救命器具が備えられていること。

((6) 省略)

(7) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器等が設置されていること。

(8) 水浴場内にボート等の専用出入区域を設置する場合は、当該区域を明確に識別できる設備がされていること。

((9)及び(10) 省略)

2 プールの施設基準

(1) 貯水槽等の基準

(アからオまで 省略)

カ 貯水槽内の水を浄化するため、次の要件を満たす浄化設備が設けられていること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(ア) (省略)

(イ) 貯水槽の水の容量に循環水量を加えた全容量に対して1時間当たり6分の1以上の化理能力を有するものであること。

(ウ) (省略)

出入区域、喫煙専用区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

(2) その他の遊泳場にあつては、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用出入区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

(3) 遊泳区域及び付属地の区域は、利用者が明確に識別できるように区画されていること。

(4) 海水浴場又はその他の遊泳場の面積及び1日のうち利用者が最も多く見込まれるときの利用者の見込数(以下「最大利用者見込数」という。)に応じて、管理事務所、救護所、案内所、監視所、監視船等の施設が適切に設置され、適切な数の放送設備及びシャワー設備が設けられていること。

(5) 人工そ生器、救命浮き輪、救命ボート、ロープその他適切な救命器具が備えられていること。

((6) 省略)

(7) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器が設置されていること。

(8) ボート等の専用出入区域を設置する場合は、当該区域を明確に識別できる設備が設けられていること。

((9)及び(10) 省略)

2 プールの施設基準

(1) 貯水槽等の基準

(アからオまで 省略)

カ 貯水槽内の水を浄化するため、次の要件を満たす浄化設備が設けられていること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(ア) (省略)

(イ) 貯水槽の水の容量に循環水量を加えた全容量に対して1時間当たり6分の1以上の浄化处理能力を有するものであること。

(ウ) (省略)

キ (省略)

(2) 附帯施設等の基準

(アからエまで省略)

オ シャワー設備等の洗淨設備が、更衣室及び便所から貯水槽に至る途中等水泳しようとする者が効果的に身体を洗淨できる適正な位置に設けられ、その設備が排水の容易な構造であり、その設備からの排水が貯水槽内の水として再利用できない構造であること。

(カ及びキ 省略)

ク 屋内のプール又は夜間使用する屋外プールにあつては、貯水槽の水面及びプールサイドの床面において、照度を100ルクス以上に保つ照明設備が設けられていること。

ケ 屋内プールにあつては、十分な能力を有する換気設備が設けられ、その吸気口及び排気口の位置については、周辺的生活環境に配慮されていること。

(コ及びサ 省略)

シ 採暖室又は採暖槽を設置する場合には、次の要件を満たすものであること。

((7)及び(イ) 省略)

(ウ) 監視所から、採暖室にあつては内部が、採暖槽にあつては設備全体が見通せる構造であること。

(ス及びセ 省略)

3 更衣休憩所の施設基準

(1)及び(2)まで省略)

(3) 次の要件を満たすシャワー設備その他適切な身体の洗淨設備が設けられていること。

(アからウまで省略)

(4) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器等が設置されていること。

((5)から(7)まで省略)

○ 神奈川県水浴場等に関する条例及び同施行規則の運用について

(平成14年6月1日 生衛第356号 神奈川県衛生部長通知、平成20年7月7日 生衛第267号 一部改正)

キ (省略)

(2) 附帯施設等の基準

(アからエまで省略)

オ シャワー設備が、更衣室及び便所から貯水槽に至る途中等水泳しようとする者が効果的に身体を洗淨できる適正な位置に設けられ、その設備が排水の容易な構造であり、その設備からの排水が貯水槽内の水として再利用できない構造であること。

(カ及びキ 省略)

ク 屋内のプール又は夜間使用する屋外プールにあつては、貯水槽の水面及びプールサイドの床面において、照度を100ルクス以上に保つ照明設備が設けられていること。

ケ 屋内のプールにあつては、十分な能力を有する換気設備が設けられ、その吸気口及び排気口の位置については、周辺的生活環境に配慮されていること。

(コ及びサ 省略)

シ 採暖室又は採暖槽を設置する場合には、次の要件を満たすものであること。

((7)及び(イ) 省略)

(ウ) 監視所から、採暖室にあつては内部が、採暖槽にあつては設備全体が見通せる構造であること。

(ス及びセ 省略)

3 更衣休憩所の施設基準

(1)及び(2)まで省略)

(3) 次の要件を満たすシャワー設備が設けられていること。

(アからウまで省略)

(4) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器が設置されていること。

((5)から(7)まで省略)

○ 神奈川県水浴場等に関する条例及び同施行規則の運用について

(平成14年6月1日 生衛第356号 神奈川県衛生部長通知、令和6年3月26日 生衛第3586号 一部改正)

2 条例施行規則の運用上の留意点

(新規)

(2) プールの施設基準 (第3条別表第1の2関係)

(ア 省略)

ウ

(イ及び(イ) 省略)

(新規)

(エからクまで省略)

ケ シャワー設備等の洗浄設備

(ア) 水泳しようとする者が利用するシャワー設備等の洗浄設備は、洗浄が励行されるよ

2 条例施行規則の運用上の留意点

(2) 海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準 (第3条別表第1の1関係)

共用便所を設ける場合は、その便器の数も最大利用者見込数に応じた適切な数として
含められること。

ただし、男女別の便所を設置せず、共用便所のみを設置することは認められないこ
と。

*共用便所とは、性別によらず使用できる便所をいい、これに該当するものとして
は、「男子用便所及び女子用便所とは別に設けられたバリアフリートイレ」が挙げ
られる。(以下同じ。)

(3) プールの施設基準 (第3条別表第1の2関係)

(ア 省略)

ウ

(イ及び(イ) 省略)

(ウ) 「知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合」に該当する事例

給水設備に量水器等ではなく瞬間流量計が設けられている施設において、プールの設置
許可を取り直すにあたり、当該施設の改修工事が行われる等のことがなく構造設備に変更
が生じない場合であって、当該瞬間流量計が次のa～cの要件を満たす場合は、「知事が
公衆衛生上支障がないと認めた場合」に該当するものとして取扱うこと。

なお、プールの設置許可を取り直すにあたり、当該施設の改修工事を行う等により構造
設備に変更が生じる場合は、量水器等を設置するよう指導すること。

a 測定値が時間によって大きく変動しない。

b 1時間に1回程度、瞬間流量計の値を目視で計測し、記録を保管するなど、管理上
の対応により循環水量を確実に把握できる。

c 上記a及びbを満たすことで規則別表第2の「2 プールの管理運営基準」の(2)
ウを遵守できる。

(エからクまで省略)

ケ シャワー設備

(ア) 水泳しようとする者が利用するシャワー設備は、洗浄が励行されるよう通過式構造

う通過式構造とすること。

(イ) 効果的な設備とは、洗浄のための性能、位置等が適正な設備をいう。なお、ここでいうシャワー設備は水泳しようとする者が貯水槽へ入る前に汚れを洗浄するためのシャワーであり、水泳後に使用するシャワー設備とは共用できないものとする。

コ 便所

便器の数は、最大利用者見込数に対して、男子用として60人に1個以上、女子用として40人に1個以上の便器を設け、男子用便器5個のうち男子用大便器が1個以上設けられていること。

(新規)

とすること。

(イ) 効果的な設備とは、洗浄のための性能、位置等が適正な設備をいう。なお、ここでいうシャワー設備は水泳しようとする者が貯水槽へ入る前に汚れを洗浄するためのシャワーであること。

コ 便所

(ア) 便器の数は、最大利用者見込数に対して、男子用として60人に1個以上、女子用として40人に1個以上の便器を設けること。また、男子用便器の数のうち1/5以上を大便器とすること。

なお、ロッカー等の数をもとに最大利用者見込数における男女別の人数を算出できる場合は、その人数に対して便器の数を算出できるものとする。

(イ) 共用便所を設ける場合は、その便器の数も最大利用者見込数に応じた適切な数として含められること。この場合、共用便所1個は男子用小便器1個及び大便器1個並びに女子用便器1個に相当するものとして取扱うこと。

ただし、男女別の便所を設置せず、共用便所のみを設置することは認められないことから、(ア)により便器の数を算出した結果、男子用小便器、男子用大便器又は女子用便器が1個となる場合は、これを共用便所1個に代えて設置することは認められないこと。

*最大利用者見込数に応じた適切な便器の数の計算例

最大利用者見込数5,000人（男女各2,500人）の場合

[1]共用便所を設けない場合

①男子用便器

$2,500 \div 60 = 41.6\cdots \Rightarrow 42$ 個（小数点以下切り上げ）

（大便器） $42 \div 5 = 8.4 \Rightarrow 9$ 個（小数点以下切り上げ）

（小便器） $42 - 9 = 33 \Rightarrow 33$ 個

②女子用便器

$2,500 \div 40 = 62.5 \Rightarrow 63$ 個（小数点以下切り上げ）

・最大利用者見込数に応じた適切な数（①+②） $\Rightarrow 105$ 個

[2]共用便所を3個設ける場合

サ 洗面設備、洗眼設備及び水飲み場

洗面設備及び洗眼設備の水栓の数は、原則として遊泳者50人あたり1個以上、1,000人を超えた遊泳者200人ごとに1個以上利用しやすい場所に設けられていること。なお、洗面設備、洗眼設備及び水飲み場は共用できる。水栓については、洗面設備と水飲み場は共用できるものとする。

*遊泳者が1,000人以下の場合

$$A = n / 50$$

遊泳者が1,000人を超える場合

$$A = 20 + (n - 1,000) / 50$$

A : 水栓の数 (小数点以下切り捨て)

n : 遊泳者

(新規)

(3) 更衣休憩所の施設基準 (第3条別表第1の3関係)

男女が区画されとは、原則として男女各々専用のものとする。

(新規)

①男子用便器

共用便所1個は男子用小便器1個及び大便器1個に相当するため、各便器の数を3個ずつ減らす。

⇒36個 (大便器6個、小便器30個)

②女子用便器

共用便所1個は女子用便器1個に相当するため、便器の数を3個減らす。

⇒60個

③共用便所 ⇒3個

・最大利用者見込数に応じた適切な数 (①+②+③) ⇒99個

サ 洗面設備、洗眼設備、水飲み場及び水泳後に使用するシャワー設備

(ア) 洗面設備及び洗眼設備の水栓の数は、原則として遊泳者50人あたり1個以上、1,000人を超えた遊泳者200人ごとに1個以上利用しやすい場所に設けられていること。なお、洗面設備、洗眼設備及び水飲み場の水栓は共用できるものとする。

*遊泳者が1,000人以下の場合

$$A = n / 50$$

遊泳者が1,000人を超える場合

$$A = 20 + (n - 1,000) / 200$$

A : 水栓の数 (小数点以下切り捨て)

n : 遊泳者

*遊泳者が50人未満となる場合は、上記の計算によらず、水栓の数は1個以上設けられていること。

(イ) 水泳後に使用するシャワー設備について、水泳しようとする者の身体の洗浄に支障をきたすことがなく、また、水泳しようとする者が洗い流した身体の汚れ等により、水泳後の者の身体が汚染されるおそれがないと考えられる場合は、水泳しようとする者が利用するシャワー設備を水泳後に使用するシャワー設備として使用できるものとする。

(4) 更衣休憩所の施設基準 (第3条別表1の3関係)

ア 男女が区画されとは、男女各々専用のものとする。

イ 便所

(4) プールの管理運営の基準（第5条別表第2の2関係）

ア 掲示板の表示

掲示板は、利用者の見やすい場所に設置し、条例施行規則で定める事項のほか、水温、気温、プールの見取り図と避難経路等を表示すること。

（省略）

【添付書類】

○ 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和34年4月1日 規則第16号）

第2条（省略）

(1) 海水浴場又はその他の遊泳場 次に掲げる書類及び図面

（ア及びイ 省略）

ウ 条例第8条第1項の規定により喫煙専用区域を設ける海水浴場にあつては、海水浴場喫煙専用区域設置報告書（第2号様式）

(2)（省略）

2（省略）

○ 神奈川県水浴場等に関する条例及び同施行規則の運用について

（平成14年6月1日 生衛第356号 神奈川県衛生部長通知）

2 条例施行規則の運用上の留意点

(1) 申請手続（第2条関係）

水浴場の添付書類中「水面についての利害関係者」とは、漁業権を有する者を言う。

○ プール設置許可申請書（第3号様式）に記載されている備考

貯水槽の容積については、貯水槽が二つ以上あるプールにあつては、それぞれの容積を記入してください。

【備考】

○ 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和34年4月1日 神奈川県規則第16号）

共用便所を設ける場合は、男女別の便所を設置した上で設けること。

(5) プールの管理運営の基準（第5条別表第2の2関係）

ア 掲示板の表示

掲示板は、利用者の見易い場所に設置し、条例施行規則で定める事項のほか、水温、気温、プールの見取り図と避難経路等を表示すること。

（省略）

【添付書類】

○ 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和34年4月1日 規則第16号）

第2条（省略）

(1) 海水浴場又はその他の遊泳場 次に掲げる書類及び図面

（ア及びイ 省略）

ウ 条例第8条第1項の規定により喫煙専用区域を設ける海水浴場にあつては、海水浴場喫煙専用区域設置報告書（第2号様式）

(2)（省略）

2（省略）

○ 神奈川県水浴場等に関する条例及び同施行規則の運用について

（平成14年6月1日 生衛第356号 神奈川県衛生部長通知、令和6年3月26日 生衛第3586号一部改正）

2 条例施行規則の運用上の留意点

(1) 申請手続（第2条関係）

海水浴場又はその他の遊泳場の添付書類中「水面についての利害関係者」とは、漁業権を有する者を言う。

○ プール設置許可申請書（第3号様式）に記載されている備考

貯水槽の容積については、貯水槽が二つ以上あるプールにあつては、それぞれの容積を記入してください。

【申請される方の参考となる事項】

○ 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和34年4月1日 神奈川県規則第16号）

別表第2（第5条関係）

2 プールの管理運営の基準

(2) 貯水槽の水の管理の基準

ア プールの使用開始後1週間以内に1回及びその後毎月1回以上定期的に水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌についての水質検査を実施するとともに、毎日午前中1回以上午後2回以上定期的に遊離残留塩素濃度（二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度をいう。カにおいて同じ。）についての水質検査を実施すること。

（イからエまで 省略）

オ 水質が次の基準に適合するよう措置すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

（ア）から（イ）まで 省略

（エ） 大腸菌群は、検出されないこと。

（オ） 一般細菌は、200CFU/ml以下であること。

（カ） 省略

（カ及びキ 省略）

○ 神奈川県水浴場等に関する条例及び同施行規則の運用について

（平成14年6月1日 生衛第356号 神奈川県衛生部長通知、平成20年7月7日 生衛第267号 一部改正）

1 条例運用上の留意点

(1) 水浴場の設置者（第9条関係）

危害防止等のための措置については、公共面から対策を講じる必要があるため、水浴場の設置者は原則として、市町村長であること。

海水浴場の組合代表者が申請を行う場合には、必要な措置を講じることのできる体制を整えること。

(2) 水浴場の設置許可（第6条関係）

水浴場の設置場所は、原則として例年許可している場所に限定すること。新設の場合は、遊泳上危険の恐れがなく、かつ、環境衛生上支障のない海浜等を確認する。

別表第2（第5条関係）

2 プールの管理運営の基準

(2) 貯水槽の水の管理の基準

ア プールの使用開始後1週間以内に1回及びその後毎月1回以上定期的に水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌についての水質検査を実施するとともに、毎日午前中1回以上及び午後2回以上定期的に遊離残留塩素濃度（二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度をいう。カにおいて同じ。）についての水質検査を実施すること。

（イからエまで 省略）

オ 水質が次の基準に適合するよう措置すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

（ア）から（イ）まで 省略

（エ） 大腸菌は、検出されないこと。

（オ） 一般細菌は、200CFU/ml以下であること。

（カ） 省略

（カ及びキ 省略）

○ 神奈川県水浴場等に関する条例及び同施行規則の運用について

（平成14年6月1日 生衛第356号 神奈川県衛生部長通知、令和6年3月26日 生衛第3586号 一部改正）

1 条例運用上の留意点

(1) 海水浴場又はその他の遊泳場の設置者（第9条関係）

危害防止等のための措置については、公共面から対策を講じる必要があるため、海水浴場又はその他の遊泳場の設置者は原則として、市町村長であること。

海水浴場の組合代表者が申請を行う場合には、必要な措置を講じることのできる体制を整えること。

(2) 海水浴場又はその他の遊泳場の設置許可（第6条関係）

海水浴場又はその他の遊泳場の設置場所は、原則として例年許可している場所に限定すること。新設の場合は、遊泳上危険の恐れがなく、かつ、環境衛生上支障のない海浜等を確

2 条例施行規則の運用上の留意点

(2) プールの施設基準（第3条別表第1の2関係）

（イ及びエ 省略）

カ 消毒設備

(イ) 均一となるとは、設計計画の段階で給水から排水、又は循環系に至るまでの貯水槽全体に均一な残留塩素濃度が得られるよう設計することをいい、設備完成後これを確認し、その記録を保存すること。

（キ省略）

ケ シャワー設備等の洗浄設備

(ウ) 排水が貯水槽内の水として再利用できない構造とは、原則として汚れを洗浄した汚水は再利用するべきでない趣旨であり、高度処理により飲用に適する水質に復することができる場合は、この限りでない。

（シ省略）

ス 採暖室及び採暖槽

採暖室、採暖槽とは、温水槽やサウナ様のもので身体を暖める設備をいい、その貯水槽との位置関係、又はプールの利用者以外の者の使用がある場合に、利用形態によっては公衆浴場法の適用を受けることがあるので注意すること。

(4) プールの管理運営の基準（第5条別表第2条の2関係）

エ 貯水槽の水の管理の基準

(ア) 採水地点

水質検査の試料採水地点は、残留塩素については原則として貯水槽内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置の3地点とし、残留塩素以外の水質検査項目については、中央の位置を含む1箇所以上の水面下20cmの位置とする。なお、水温を含め貯水槽の形状や循環構造に応じて適切な地点を加えるとともに、循環水を再利用する施設では、水質検査の採水地点について十分配慮すること。

((イ) 省略)

(ウ) 水質検査方法

認の上許可すること。

2 条例施行規則の運用上の留意点

(3) プールの施設基準（第3条別表第1の2関係）

（イ及びエ 省略）

カ 消毒設備

(イ) 均一となるとは、設計計画の段階で給水から排水、又は循環系に至るまでの貯水槽全体に均一な残留塩素濃度が得られるよう設計することをいい、設備完成後これを確認し、その記録を保存するよう指導すること。

（キ省略）

ケ シャワー設備

(ウ) 排水が貯水槽内の水として再利用できない構造とは、原則として汚れを洗浄した汚水は再利用するべきでない趣旨であり、高度処理により飲用に適する水質に復することができる場合は、この限りでない。

（シ省略）

ス 採暖室及び採暖槽

採暖室、採暖槽とは、温水槽やサウナ様のもので身体を暖める設備をいい、その貯水槽との位置関係、又はプールの利用者以外の者の使用がある場合に、利用形態によっては公衆浴場法の適用を受けることがあるので注意し、指導すること。

(5) プールの管理運営の基準（第5条別表第2の2関係）

エ 貯水槽の水の管理の基準

(ア) 採水地点

水質検査の試料採水地点は、残留塩素については原則として貯水槽内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置の3地点とし、残留塩素以外の水質検査項目については、中央の位置を含む1箇所以上の水面下20cmの位置とする。なお、水温を含め貯水槽の形状や循環構造に応じて適切な地点を加えるとともに、循環水を再利用する施設では、水質検査の採水地点について十分配慮すること。

((イ) 省略)

(ウ) 水質検査方法

(a及びb 省略)

c 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

(e) 適用除外

海水、又は温泉水を原水として利用する場合、その性状によっては大腸菌以外の水質基準の一部を適用除外しても差し支えないものとする。

エ 施設の管理の基準

(ア) 入替式貯水槽

貯水槽を常に清潔で、使用に適する状態を維持するため、入替式プールにあつては、少なくとも5日に1回は貯水槽の水の全量を入れ替えること。ただし、利用の状況、貯水槽の水の量等により使用に適する状態を維持できない場合には、適切な状態が維持できるよう短い時間ごとに入れ替えるよう努めること。

(イ) 屋内プールの空気環境

屋内プールの空気環境を保つため、炭酸ガス濃度の測定を2ヶ月以内ごとに実施することが望ましい。その際、室内の空気中の炭酸ガス濃度は、0.15%以下に保つこと。なお、0.1%以下に保つことが望ましい。

(ウ) 足洗い槽

足洗い槽内の水は、遊離残留塩素濃度を50mg/l以上100mg/l以下に保つよう、適宜調整すること。高濃度の塩素に対して過敏症等の傾向にある利用者については、足洗い槽は利用させず、シャワー等による洗浄で代替させること。

(エ) 洗面設備、洗顔設備、水飲み場及び水泳後に使用するシャワー設備

a 水道水以外の水を原水とする場合には、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、pH値、味、臭気、色度及び濁度について、厚生労働大臣が定める方法により給水栓における水質検査を1年に1回以上行い、飲用に適する水であることを確認すること。また、遊離残留塩素が0.1mg/l以上になるように管理することが望ましい。

b 当該施設周辺の飲用井戸の水質検査から地下水汚染が疑われる場合等、保健福祉事務所長が必要と認める場合には、aで掲げる水質基準項目以外についても水質検査を行うこととする。

(a及びb 省略)

c 大腸菌の測定は、厚生労働大臣が定める方法によること。

(e) 適用除外

海水又は温泉水を原水として使用する場合、その性状によっては大腸菌以外の水質基準の一部を適用除外しても差し支えないものとする。

オ 施設の管理の基準

(ア) 入替式貯水槽

貯水槽を常に清潔で、使用に適する状態を維持するため、入替式プールにあつては、少なくとも5日に1回は貯水槽の水の全量を入れ替えること。ただし、利用の状況、貯水槽の水の量等により使用に適する状態を維持できない場合には、適切な状態が維持できるよう短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。

(イ) 屋内プールの空気環境

屋内プールの空気環境を保つため、二酸化炭素濃度の測定を2ヶ月以内ごとに実施することが望ましい。その際、室内の空気中の二酸化炭素濃度は、0.15%以下に保つこと。なお、0.1%以下に保つことが望ましい。

(ウ) 足洗い槽

足洗い槽内の水は、遊離残留塩素濃度を50mg/l以上100mg/l以下に保つよう、適宜調整すること。高濃度の塩素に対して過敏症等の傾向にある利用者については、足洗い槽は使用させず、シャワー等で洗浄するよう注意書きの掲示等により周知すること。

(エ) 洗面設備、洗眼設備、水飲み場及び水泳後に使用するシャワー設備

a 水道水以外の水を原水とする場合には、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度について、厚生労働大臣が定める方法により給水栓における水質検査を1年に1回以上行い、飲用に適する水であることを確認すること。また、遊離残留塩素が0.1mg/l以上になるように管理することが望ましい。

b 当該施設周辺の飲用井戸の水質検査結果から地下水汚染が疑われる場合等、保健福祉事務所長が必要と認める場合には、aで掲げる水質基準項目以外についても水質検査を行

(c及びd 省略)

(f) 省略

(カ) 消毒設備

運転中は常に貯水槽の水質検査成績を考慮し、遊離残留塩素濃度が低下し、又は異常に高くなった場合は速やかに保守点検、調整等適切な措置をとること。また、使用する消毒剤の使用期限等その取扱い方法を遵守するとともに、その取扱い及び保管については、他の薬剤と混和しないよう十分留意すること。なお、消毒剤は施錠可能な施設に保管することが望ましい。

(キ) 採暖槽

a 水の入替え時期の随時とは、少なくとも常に新鮮水を補給することにより1日の合計補給水量が採暖槽全容量の2倍以上になることをいい、1回の全換水を行うことを含むものとする。

(b 省略)

c レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法またはろ過濃縮法(「新版レジオネラ症防止指針」厚生省生活衛生局企画課監修)のいずれかによることとし、レジオネラ族菌が10CFU/100ml以上検出された場合には、レジオネラ症防止対策マニュアルを参考に適切な措置を講ずること。

(ク) 採暖槽以外の設備

エアロゾルの発生しやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ族菌の検査を年1回以上行うことが望ましい。その場合の目標値は10CFU/100ml未満とする。

(ケ) 吸い込み防止設備

貯水槽の水を抜いた状態での点検においては、金網、鉄格子等が正常な位置に堅固に固定されていること及びそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落及びゆるみ等がないことを目視及び触診等により確認すること。また、常時点検において異常が発見された場合には、直ちにプールの利用を停止し、修理または交換等を行うこと。

うこととする。

(c及びd 省略)

(f) 省略

(カ) 消毒設備

運転中は常に貯水槽の水質検査結果に留意し、遊離残留塩素濃度が低下し、又は異常に高くなった場合は速やかに保守点検、調整等適切な措置を採ること。また、使用する消毒剤の使用期限等その取扱い方法を遵守するとともに、その取扱い及び保管については、他の薬剤と混和しないよう十分留意すること。なお、消毒剤は施錠可能な施設に保管することが望ましい。

(キ) 採暖槽

a 「採暖槽及びその設備の水の入替えを随時行う」とは、1日1回全換水すること及び常に新鮮水を補給することで採暖槽内の水を溢れさせることをいうこと。
なお、常に補給する新鮮水の1日量は、採暖槽全容量の2倍以上とすること。

(b 省略)

c レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法(公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について(令和元年9月19日付け薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)のいずれかによることとし、レジオネラ属菌が10CFU/100ml以上検出された場合には、レジオネラ症防止対策マニュアルを参考に適切な措置を講ずること。

(ク) 採暖槽以外の設備

エアロゾルの発生しやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行うことが望ましい。その場合の目標値は10CFU/100ml未満とする。

(コ) 吸い込み防止設備

「貯水槽の水を抜いた状態での点検を1年に1回以上行う」とは、事故防止のため吸い込み防止設備の点検を十分に行うことを目的とした規定であり、貯水槽の水質の維持を目的とした規定ではないこと。

貯水槽の水を抜いた状態での点検においては、金網、鉄格子等が正常な位置に堅固に固定

(以下省略)

されていること及びそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落及びゆるみ等がないことを目視及び触診等により確認すること。また、常時点検において異常が発見された場合には、直ちにプールの利用を停止し、修理又は交換等を行うこと。

(以下省略)